

「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）」に対する意見

2019年2月8日

特許庁総務部総務課制度審議室 御中

郵便番号 150-0011

住所 東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4F

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

代表者の氏名 小島勝見

電話番号 03-5468-5091

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

意見の内容

本案の取りまとめを行っていただいた多大なる努力に敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）」について以下のよう
に意見具申致します。

1. 証拠手続きの強化について

「知的財産推進計画2016」において「営業秘密の保護や濫用防止を考慮した適切かつ公平な証拠収集手続きが実現されるよう、書類提出命令を容易に発令できるようにするための仕組みや証拠調べにおける査察制度（裁判所が選任した中立的な第三者の専門家が被疑侵害者に対して査察（工場等への立ち入り調査等）を行う制度）の導入等について、検討する必要がある」とされており、そもそも「営業秘密の保護や濫用防止を考慮した適切かつ公平な証拠収集手続き」の実現が前提となっている。

しかしながら、本案の検討経緯ならびに本案の内容からは、査察を行う第三者の中立性や専門性の要件、実効ある乱用防止策や営業秘密等の保護策について、十分な議論、検討を実施したとは到底考えられない。

諸外国に類似の制度があるからといって、その類似の制度をただならべて、安易に類似の制度を我が国にも導入するとすべきではない。諸外国の制度のみではなく、事例をも検証し、効果とその制度の課題を明らかにしたうえで、その課題をクリアし、我が国になじむ制度の導入を検討すべきである。

本案の内容は、権利行使をする側の証明責任を著しく軽くするものである。権利者への開示もむろん、権利者を代理する代理人は権利者を代理しているのであり、代理人への開示は

権利者への開示と同じである。本案の内容は、これらの者に安易に営業秘密の情報および内部の技術情報にアクセスできる制度を導入するものであって、中立性を欠いていると言わざるを得ない。

証拠収集手続きにおける「相当性」について、権利者の権利行使にのみ焦点をあてて検討されており、権利者による濫用の防止の検討も不十分であって、侵害を疑われ侵害をしていなかった側に対してのケアの検討が極めて不十分である。

本案の内容は、我が国企業の営業秘密の情報および内部での技術情報を軽んじているととれる検討内容になっていると評価せざるを得ない。

いったん第三者に渡ったこれらの情報は、場合によっては我が国国内だけではなく、外国で使用される懸念が生じることは明白である。この点についても検討経緯を参酌すると、いわずに検討さえされていないと言うほかない。外国へ我が国産業の有用な技術情報が流出する可能性は想像に難くない。この状況において、対策が明示されていないこと自体が問題である。

結果として侵害をしていなかった場合に、情報のみを第三者に取得されたことに対するケアも明示されていない。

本案のような安易に営業秘密の情報ならびに技術情報を第三者に取得されてしまう法制度を導入した場合、例えばインターネットのサービスに関する事業者の中には、サーバ等を本案のような法制度のない外国におくケースも発生してくることをも想定すべきである。このことは企業活動が我が国から外国へシフトすることを意味し、ひいては我が国の経済産業発展を阻害することを意味すると思慮すべきである。そもそも特許法は我が国の経済産業発展のための法制度であり、本案の内容は法目的から逸脱するともいえる。

以上の理由から本案の「証拠手続きの強化」については反対であると言わざるを得ない。更なる慎重な議論ならびに検討を要すると意見具申する。

2. 特許法第 102 条第 3 項の考慮要素の明確化について

本案内容のように、明確にすることについて賛成である。

本案にあるように「条文化に当たっては、想定される増価要素を網羅的に規定するのではなく、例えば、裁判所は、相当実施料額の認定に当たり、特許権の侵害の事実が認められたことを考慮することができる旨などを概念的に規定し、当該文言の中で、様々な考慮要素を読み込めるようにすべきである。」に賛成である。

具体的な条文を提示して検討をすすめるべきと意見具申する。